

# 大学美術教育学会 研究倫理規程

## 第1条 目的

(1) この規程は、大学美術教育学会員の学術研究が、法令に適合し、また、社会通念上適切な方法及び内容で行われるよう学会としての最低限の倫理に関する事項を定め、学会員の研究倫理についての自覚を強く促し、社会からの信頼と理解を確保することを目的とする。

## 第2条 学会員の責任

(1) 学会員は、自らの研究活動に責任を有し、造形美術教育やその教員養成等に幅広く貢献することを目指しつつ、様々な立場の者に対して常に倫理的に適切な行動をしていかなければならない。

## 第3条 説明責任

- (1) 学会員は、研究対象としての協力者が必要な場合には、協力者に対して、研究目的、研究計画、研究成果の発表等について分かりやすく説明しなければならない。
- (2) 学会員は、協力者に対し調査研究中のいつでも協力の取りやめ、又は撤回できることを予め説明しなければならない。
- (3) 学会員は、協力者に同意する能力がないと判断した場合は、協力者の保護者等の本人に代わる者から同意を得なければならない。

## 第4条 データや資料の取扱い

- (1) 学会員は、観察や調査によるデータや資料を収集する際には、その手続き、方法等を正確に示さなければならない。
- (2) 学会員は、研究資料となるデータや資料を改ざんしたり、ねつ造したりしてはならない。また、一部のデータのみを提示する場合には、選択するにあたっての基準を示さなければならない。

## 第5条 個人情報の保護

(1) 学会員は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報については、個人が特定されないように十分に配慮しなければならない。ただし、個人情報の公開についての同意を得られた場合は、その限りではない。

(2) 学会員は、収集した個人情報が漏えいしないように適切にデータや資料を管理しなければならない。

## 第6条 研究成果の発表

- (1) 学会員は、論文等において研究成果を発表する際に他者の研究成果を用いる場合は、適切な方法に基づいて引用しなければならない。
- (2) 学会員は、他者の著作物を用いた研究成果を発表する場合には、著作物に関わる人格的権利（著作者人格権）及び財産的権利（著作権）に配慮し、適切な手続きを行わなければならない。
- (3) 学会員は、同じ内容の論文を複数の雑誌等に投稿してはならない。また、すでに雑誌等に発表した論文と同じ内容のものを投稿してはならない。

## 第7条 査読

- (1) 査読においては、公正で客観的な評価を担保するために、著者及びその査読者の匿名性を保持しなければならない。
- (2) 査読者及び学会誌編集委員は、査読中及び編集の論文の内容を公表したり、自身の研究に利用したりしてはならない。

## 第8条 ハラスメント行為の禁止

- (1) 学会員は、自らの地位や立場を利用して、他者に不当な差別を行ったり、不利益を与えたりしてはならない。
- (2) 学会員は、不当な中傷や非難、差別、他者の研究の妨害を行ってはならない。

## 第9条 研究費の適切な運用

(1) 学会員は、補助金等の研究費を導入して研究活動を行う際、補助金等の運用規程がある場合にはそれに従い、不正に使用してはならない。

## 第10条 改廃手続

(1) この規程の改廃は、学会運営委員会における審議によって行う。

(2014年5月13日制定)

# 学会誌「美術教育学研究」◎ 投稿論文規程（論文規程）

## 1 投稿条件

- (1) 査読論文投稿者は、共著者も含め大学美術教育学会の会員であること。
- (2) 論文は、美術や美術教育に関する内容で未発表のものであること。また、ねつ造やすでに発表された論文（博士論文等）を分割して、その1部を投稿することは出来ないものとする。
- (3) 単著又は共著の筆頭執筆者の場合、投稿できる論文は1号につき1編とする。また、他の雑誌等への二重投稿はかたく禁ずるものとする。

## 2 掲載条件

大学美術教育学会誌「美術教育学研究」（以下「学会誌」）に掲載する論文は、次のいずれかに該当していることを原則とする。

- (1) 投稿された研究論文で、学会誌委員会が査読・選定した論文であること。
- (2) 学会誌委員会の議を経て論文として掲載を要請されたものであること。

## 3 著作権等

転載許可が必要な図版（写真を含む）などは、必ず投稿者自身で転載（掲載）許可の手続きを取り、「学会誌」及び「J-Stage」に掲載可能な状態で投稿すること。

学会誌に掲載された論文などの著作権は、原則当学会が有する。

## 4 掲載負担金

学会誌に掲載される研究論文1編に対して、執筆者は掲載負担金として、学会事務支局の請求により金30,000円を納入する（掲載が最終決定された時点で、事務支局より請求する）。原則として所定の頁以上の超過は認められない。

## 5 論文の作成要領

別に定める学会誌「美術教育学研究」投稿論文執筆細目による。

## 6 校正条件

著者校正は、初校までとする。初校の際の変更は、「て、に、を、は」や漢字の間違い、誤記等の最小限の訂正以外は、原則として認められない。

## 7 提出期限

所定の提出期限を厳守する。提出期限を過ぎたものはいかなる理由があっても受理しない。査読用原稿で提出期限を過ぎて送られてきたものは査読の対象とせずそのまま返却する。掲載承認論文で提出期限を過ぎたものは掲載の権利を失ったものとする。

（改訂：2017年6月2日）

# 学会誌「美術教育学研究」◎ 投稿論文執筆細目（執筆細目）

## 1 原稿の形式

- (1) 文字原稿は横書きとし、所定の Word のフォーマットに従って執筆すること。
- (2) 原稿は、本文のほか、和文及び英文の標題、氏名、要旨、キーワード、所属、註までを含めて刷り上がりで8頁以内（厳守）とする。
- (3) 論文冒頭の本文までの和文及び英文の標題、氏名、要旨、キーワード、所属は、固定として行数やレイアウトは変更できない。
- (4) 本文は、図版・キャプション・註などを含み、標準文字サイズを基準として、全体で16,500文字相当とする。  
本文1ページ目：  
(MS明朝9ポイント、1行25字×15行×2段=750文字)  
本文2ページ目以降：  
(MS明朝9ポイント、1行25字×45行×2段=2,250文字)×7ページ
- (5) 和文要旨と英文要旨 (Abstract) は、内容が一致すること。
- (6) 読点は(,)、句点は(。)とすること。

## 2 表記について

- (1) 原則として常用漢字を使用するが、慣例による場合や固有名詞はこの限りではない。特に異体文字を使用するときは、出力した原稿の該当箇所を赤丸で囲む。平仮名は、現代仮名遣いによる。
- (2) 特別な文字で変換できない文字を必要とする場合は、その箇所に□を入力し、プリントしたものの該当箇所に正しい文字を朱書きする。
- (3) 英数文字は、頭文字や固有名詞、略称 (例：NHK) などを除いて、原則として半角にする。

## 3 図・表・写真の扱い

- (1) 表では、その上に「表1」「表2」(提出順)などを記し、そのタイトル等をその右に続けて記入する。
- (2) 図及び写真には、その下に順に「図1」「図2」、又は「写真1」「写真2」(出現順)と記し、タイトル等をその右に続けて記入する。
- (3) 原則として図・表・写真の左右には本文を割り付けない。

## 4 項立て・見出し

- (1) 下記のような、「半角英数字」と見出し語のみとする。「半角英数字」の後は、全角スペースをとり、ドット(.)は付けないこと。

大項目	1	2	3	4	…
中項目	1-1	1-2	1-3	1-4	…
小項目	(1)	(2)	(3)	(4)	…
細項目	a	b	c	d	…

- (2) 大項目は見出しの入る行(1行又は複数行)の前後各1行を空ける。
- (3) 中項目は、前1行を空ける。小項目以下は行を空けない。

## 5 引用文

- (1) 直接引用文は、「」内に入れる。
- (2) 直接引用で、旧漢字、旧仮名遣いを用いた場合は末尾に(原文のまま)と表記する。それらを常用漢字や現代仮名遣いに改めた場合は、原則として末尾に(常用漢字、現代仮名遣いに改める)と表記する。
- (3) 原文の誤字や当て字等をそのまま引用する場合は、該当する文字の上に「ママ」と表記する。

## 6 謝辞、付記、註

- (1) 謝辞、付記、註がある場合、論文の末尾にそれぞれ[謝辞]、[付記]、[註]の順で記載する。引用文献および参考文献は註に含める。
- (2) [註]番号は該当する文節の末尾上(右肩)に通し番号1, 2, 3…(出現順)で示す。
- (3) 註で文献を記す場合は、以下の順に(,)で区切って示す。外国文献も同様とする。

### a 和文雑誌

著者、発行年、「論文名」、【雑誌名】、雑誌の巻(号)、頁

例：安東恭一郎、2014、「美術教育課程の再構築と近代化」、 『美術教育学研究』、46、pp. 5-12
---

### b 和文書籍

著者、発行年、「章など」、編者、【書籍名】、版、出版者(発行所)、頁

例：(単著の例)

岡本太郎, 1963, 『今日の芸術 生活を創造するエネルギーの源泉』, 光文社カッパブックス, pp. 215-234

(編者がいる場合の例)

垣内国光, 2011, 「共感共生労働としての保育労働」, 垣内国光(編), 『保育に生きる人びと 調査に見る保育者の実態と専門性』, 初版, ひとなる書房, pp. 17-19

c 欧文雑誌

著者, 発行年, “論文名”, 雑誌名(イタリック), 巻(号), 頁

例: Mitsuru Fujie, 2003, “A Comparative Study of Artistic Play and Zoukei-Asobi”, *Journal of Aesthetic Education*, 37(4), pp. 107-114

d 欧文書籍

著者, 発行年, “章など”, 編者, 書名(イタリック), 版, 出版者(発行所), 頁

例：(単著の例)

Ruth H.K. Wong, 1974, *Educational Innovation in Singapore*, The Unesco Press, pp. 1-6

(編者がいる場合の例)

Kevin Crowley, Palmyre Pierroux, and Karen Knutson, 2014, “The museum as learning environment”, In Keith Sawyer (Ed.), *The Handbook of the Learning Sciences*, 2nd Edition, Cambridge University Press, pp. 461-478

e ウェブサイト

例：日本教育大学協会全国美術部門大学美術教育学会 HP, <http://www.uaesj.com/> (2015年2月19日アクセス)

- (4) 同じ文献で通し番号が続いている場合は、既述の項目の重複部分を省略し、同上、頁を示す。

例：同上, p. 22

- (5) 通し番号は続いていないが既述の同じ文献を引用する場合は、著者名(姓のみ)、前掲註番号、頁を示す。

例：木下, 前掲 5, pp. 160-165

- (6) 学術誌(和文雑誌・欧文雑誌)に掲載された「論文」を引用文献として註に記す場合の「出版者(発行所)」の記載の必要はない。

(改訂：2022年9月27日)